

平成 23 年度 環境教育等推進専門家会議 第 1 回 議事要旨

【日時】平成 23 年 10 月 31 日（月）15:00～17:15

【場所】環境省 第 1 会議室

【出席者】岩間 芳仁（日本経済団体連合会自然保護協議会事務局長）

宇高 史昭（京都市環境政策局環境管理課長）

神部 純一（滋賀大学生涯学習教育研究センター教授）

倉島 茂見（静岡県袋井市立袋井南中学校教頭）

小澤 紀美子（東京学芸大学名誉教授）

末吉 潤一（東京都江戸川区立西小岩小学校長）

津田 祥子（（社）未踏科学技術協会事務局長）

藤村 コノエ（環境文明 21 共同代表）

笹井 弘之（文科省 生涯学習政策局 男女共同参画学習課長）

新木 聡（文科省 生涯学習政策局 男女共同参画学習課社会教育官）

白石 順一（環境省 総合環境政策局長）

井上 直己（環境省 総合環境政策局 環境教育推進室長補佐）

増井 久輝（環境省 総合環境政策局 環境教育推進室長補佐）

馬場 友望（環境省 総合環境政策局 環境教育推進室係員）

【概要】 冒頭において、委員の互選により、小澤委員を座長として選任し、本会議の議事録作成については議事要旨と発言者の氏名のみ公表することとした。

その後、資料に基づいて、改正法及び改正法施行に関する全体スケジュール、制定を要する主務省令の概要、現行基本方針について事務局より説明を行った。

その後、小澤座長の進行により、意見交換を行った。

【委員意見】

小澤： 1999 年に環境省で出した「これからの環境教育・環境学習」を基に、環境教育は進んできているが、世の中が進んだと感じる部分と、まだまだ解決していかなくてはならない部分があると感じる。例えば、環境教育は個人レベルでは浸透してきているが、まだ社会システムとして浸透するまでには至っていない。発達段階に応じた環境教育も行われているが、小学生の低学年と高学年では環境に対する考え方も変わるものであり、子どもから大人になるに従いそれぞれどういった行動をすべきか、ということを示す明確なものがないと思う。手続上の難しさも改正前の環境保全活動・環境教育推進法の中では課題としてあったので、その部分についての議論では、各省庁にもサポートいただきたい。

藤村： 改正法の内容は、環境文明 21 からの要望もかなり含まれており、随分いいものになってきたと感じており、基本方針についても、改正法の内容に沿ったものにしていかなければと考えている。

先ほど小澤先生の発言にもあったが、現在の環境教育は、個人の暮らしを変えろという意味では貢献していると思うが、社会・公共の目を育て、社会に貢献する、社会の変革を促す力を育むというところまではつながっていないと感じる。改正法では、持続可能な社会の実現という目的を達成する手段として環境教育があるということを確認したのであるから、社会的な問題を解決する力を育むといった、新しい公共につながる環境教育にしていく必要があると思う。

また、協働の取組を進める上では仕組みが必要である。政策提言型 NPO としては政策形成への民意の反映という文言が改正法に入ったことは素晴らしいと思う。しかし具体的に、例えば、現在のパブリックコメントは、関心のある人たちの意見しか聞こえてこないものになっているので、そういった課題も乗り越えていかなければいけない。諸外国の政策形成への参加の仕組みを参考に、工夫していく必要があるが、例えば、環境問題における市民の情報アクセス、市民参画、司法アクセスの権利を保障したオース条約についても検討し、その精神を基本方針に書き込んでおくことが必要ではないか。

また、現在、環境省において実施している環境カウンセラーの登録制度の在り方も考えて行く必要があると考えている。

さらに、協働の取組の中で、NPO も対等に協働出来るような組織基盤の強化策について記載できれば、環境教育から環境保全活動、NPO 活動へとつながり、世の中を大きく変える力になっていくと思うので、そういった視点を含んでいけると嬉しい。

小澤： 旧法が成立したときから今日までの間に、環境教育或いは環境保全活動に対する、認識の広がりや深まりは出てきたと思う。これからは、藤村先生のご発言にもあったとおり、育ってきた NPO をどう次の世代に引き継いでいくかということも考えていかななくてはならない。

また、ISO26000 を考えると、関連する分野が、それぞれに社会的責務があるという自覚を持たないと、個人の行動から次の段階へと移行できない。現在、内閣府で行っている「安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任に関する円卓会議」においても、そういった個々の分野における自覚が必要。オース条約のようなものを一歩踏みだして、自分自身が発展していくという部分がしっかりとできていけば、それが社会の成熟につながるのではないかと思う。

神部： 私自身、滋賀で社会教育という視点から様々な環境教育の実践を行っているが、こ

れまで一番意識をしてきたのは、協働、ネットワークということ。大学だけががんばっても地域への広がりには限界があり、なかなか根付いてこない。地域の様々な教育機関・組織が情報を共有し合い、そして一体化しながら環境教育を進めていく必要があるが、常にそういうことを意識して実践、活動してきた中で、改正法に協働の取組ということを明確に位置付けて頂いたことはありがたい。

また、人材認定制度において、事業登録の対象に大学の設置者も明記されたが、これからの環境教育で、大学は知識の提供者としてあるだけでなく、学びの評価者・認定者としての可能性を大いに感じている。

実際、私の大学でも、「環境学習支援士」という独自の資格を提供し、それを取得した人たちが、地域の中で学んだ成果を生かすという実践をはじめているところ。人材認定の対象に大学の設置者が明記されることで、そうした大学の取組が全国に広がるのではないかと思う。

また、これからの環境教育について意識しておかないといけないこととして、現在の環境教育の内容は、まだまだ学校教育が中心となっており、成人、社会人を対象とした環境教育というものが、単発であったり、イベント的であったりと啓発型のものが多く、深め型のものが少ないと感じている。

子供たちの環境保全意識を育てることはとても大事だが、同時に、成人や地域を対象とした、ある程度体系的な教育の機会、そういうものを地域の中で作っていくようなことに対して、国の支援を頂ければと思っている。

小澤： 個々の大学では、それなりに工夫して環境教育をやっていると思うが、体験型、特にフィールドワークでは、地域との連携がとても大事になってくる。そのため、大学に学科を新設する時に地域にNPOを作ってやっている所もある。

今年9月、私が内閣府の日本学術会議として提言した、いわゆる第一次・第二次産業の方を大学の先生として登録が可能なるようにして、地域の社会の仕組みから学ぶ仕組み作りは、大学の教官が論文で審査を受けるといった既存の仕組みではなかなか対応出来ないことである。また、大学のカリキュラムでも、環境教育に関して全く系統立っていないことがある。

神部委員の話を伺っていて、広く社会教育、それから小中高から大学に継続していく環境教育について考えることも非常に大事であると思った。

末吉： 現場の小学校の立場から言えば、こういった法規は大変立派に出来ているが、現場の学校にどれ程、環境教育の熱というものが降りてきているかが大きな課題だと思う。各教科、その他の教育活動を通じて各発達段階に応じた体系的な環境教育を行うことを支援するとあるが、国語・算数といった教科では学習指導要領がはっきりしている一方で、環境教育においては、学習指導要領がなく、地域によってバラバラの内容が

教えられている状態である。日本の教育の素晴らしさは、スタンダードすなわち学習指導要領のよさだと思っており、環境教育の学習指導要領が出来るならば、全国津々浦々、発達段階に応じた指導が出来るのではないかと思う。

また、教科横断的な学習というのは、カリキュラムづくりが難しく優れた教員がいないとできない。私たちの研究会では、環境を1つの教科として考え、それぞれの発達段階に応じた指導内容を考えながら実施しているが、それらの学習を実施する専門家がいないという実態もある。本研究会のメンバーのほとんどは理科・社会科二足のわらじを履きながら、環境を専門としている。専門的な教科としての環境科、環境を専門とする指導者の育成のためには大学の教科の仕組みを変えることも必要だと思っており、抜本的な組織改革をしないか、なかなか下に降りてこないのではないか。

さらに、現在、学習指導要領に対応する授業時間数が足りていないという課題もある。時間数が足りない中では、各教科は基礎を徹底しなければならないが、その基礎として考えられているのは、環境ではなく読み書きや計算といった分野である。私は、環境保全の意識も大事な学力だと思っているが、その辺が一般的には軽視されていると思う。環境学習も大切な学力だと認識されれば、入試問題にもなり、現場もそれに向けて意識していくようになる。このように教育の構造そのものを環境教育にシフトする必要がある。

そのほか、外部のCSRでは環境教育に熱が入ってきているようだが、現場ではそれほど環境教育というものが入ってきていないと感じる。

藤村： 私たちも、法律の改正に際して、環境科という科目をいれてほしいと要望は出したのだが、見送られた。文科省に伺いたいが、現在、様々な教科書で環境のことが取り上げられているが、教科書のどの部分で、どういうことが環境として取り上げられているかということ調べたものがあるか。

文科省： 学習指導要領上、環境についての記述というのは、今回の改訂で大分充実したと考えている。教科書で具体的にどのように記述されているかについては、指導要領が変わったので、それに基づく検定を行っているおり、現在把握しようとしているところ。

小澤： 文科省・環境省が共同で、学習指導要領を内容で授業に生かす環境教育(パンフレット)というものを作成して、全国の先生に周知しているが、学校の先生にはとにかく時間が無いという課題がある。また、マスコミへの対応も考える中では、どうしても何とか教育というものが多くなり、益々大変な状況になっていくのではないかと思う。

当初、文科省がなぜ総合的な学習の時間というものを作ったかという、単に問題を知り、それをどう解決しようということではなく、考え方が異なる人たちが対話することにより、社会をどうするか、地域の課題をどう考えていくかというものが見えてくるという、そういった仕組みを考えていた。しかし、なかなかそこまでは出来ず、行動だけを変えようとなるが、個人の行動には限界があるといった課題が出てくる。そういったことが議論されて、今日に至っている。日本の学力は下がったが、それは相対的な順位であり、絶対的順位ではない。しかしマスコミはそういう言い方をしないので、悩ましいところでもある。そうした実情も踏まえ、今後の展開の仕方を考えていく必要があると思う。

環境科の話になると、今の段階では時期尚早という思いがある。環境教育は、理科だけでなく、社会科だけでもないといったところにこの問題の深さというのがあると思っている。

倉島： 環境教育の定義づけは大きく変わったと感じている。平成16年当時、自校で環境教育を推進していた時に環境教育を全校でやると提案すると、それは理科や社会でやるもので他の教科は関係ないという反応だった。そこで、環境という言葉で「自然環境」と小さく捉えず「文化環境」、「社会環境」を加え、大きく捉えてほしいと提案した。

最初に実施したことは、それぞれの教科の先生に教科書を全部見てもらい環境に関わる部分を全部洗い出して下さいとお願いして一覧表を作った。一覧にすることで最初小さくとらえていたものが、だんだん大きなものとしてとらえることができるようになってきた。その後、「授業に活かす環境教育」と出会い、作りたかったのはこれだ、私たちがやってきたことは間違っていない、と思ったことを覚えている。

(<http://www.env.go.jp/policy/nerai/EnvEdu/guide.html>)

その結果、すべての教科ですべての先生が、すべての時間ではないが、少しずつ環境教育に取り組めるようになった。

全職員で取り組んでみて、自教科の存在意義、つまり実社会とのかかわりや教科の本質、子供たちにとっての魅力などが見えてきた。また、教科と環境とのかかわりが見えてくることで、知識や理解の重要性も明確になり、今まで気づかなかった、見えなかった問題に気づくようになってきた。例えば、CO2について学んだからこそ、温暖化が見えてくる。見えないものに気づく知識、感性が育まれてくることは、相手の気持ちや察する、思いやることにもつながってくる。それは、生きる力、豊かな心となっていく。そこで私たちは、環境教育を環境についての学習とはとらえず、それを含みつつ、目標として「豊かな心と学びの礎を育む」と掲げ、取り組んだ。

今回の改正法の中では、環境という言葉の捉え方、環境教育という言葉の捉え方が大きくとらえる方向へ動いているということが分かり、私たちのとらえ方に近いと考えられ、非常にうれしく思っている。

先ほど環境教育が学校教育中心になっているという意見があったが、これは私も強く感じている。本専門家会議の内容が、今後私たち学校教育の現場にどう影響してくるのか、多忙化している学校の更なる負担になってはいけないという思いがある。まずは、今学校で行っている教育活動を広義の環境教育の視点で見たとき、どの程度行われているのかを確認し、その体系を整えることで、負担を少なくして環境教育を推進できるのではないかと考えている。

また、環境教育に限ったことではないが、生涯学習の考え方、つまり家庭、職場、地域等も重要な教育の場であるという考えが広がってきたにもかかわらず、学校教育への期待や負担が増えていると感じている。それは改正された環境教育に関わる法律にもあるように、環境教育がそのまま学校に来るのではなく、社会全体に必要とされる教育ととらえ、その上で、家庭や職場、地域での教育と体制を整え、バランスよく進められることが大切だと思う。その中で、学齢期に行うことが必要とされるものを学校教育の中で推進していくと、一層浸透していくのではないかと考えている。

そういった生涯学習の体制が整うことは、今問題になっている道徳性やモラルの向上というところにつながっていくのではないかと。そういった意味で環境教育等の充実に大いに期待している。

津田： 私共では、今、消費者環境教育をやっているが、ここに至るまでにいろいろな過程があって、やっとたどり着いたという所。内閣府や経済産業省と一緒にプロジェクトを実施した時に、私たちのライフスタイルというか、消費生活が、環境を破壊している、資源を枯渇するようなことに走っている、ということに気づき環境破壊の原因となる消費行動を見直す消費者環境教育で少しは変わるのではないかとという視点から、これまでずっと取り組んできた。

また、いままでのお話からでも学校では、理科と社会が環境教育の中心になっていると思うが、私は家庭科の先生に環境教育を実施してもらいたいと考えている。日頃の買い物とか家庭生活の中の料理や電気の使い方等の行動を教えて、子供が母親に学び、母親は子供に学びといったような所からスタート出来たらいいと考えている。

2003年に「消費生活と環境」という家庭科の補助的な教科書（ワークシート）が、出た時に、その教科書を使っている全国の家庭科の先生を訪ねて、どういうふうに使っているか等色々とお話を聞かせて頂いた上で、こういう教材があるが、使えないかと話しをしながら、「消費と環境」に取り組んできたが、それが学校全体の行事となり、地域の行事となって広がりつつある。

環境問題を捉えた時に、自然環境を壊す原因となる消費生活を見直す視点を基本方針の中に盛り込んで頂きたいのと、教科としては是非とも理科、社会と共に家庭科で環境問題を取り上げて頂きたい。

また、学校だけでなく一般社会の消費者に対するワークショップ等でも商品の一生

を考えてもらうカーボンフットプリントを取り上げているが、企業の環境教育の教材としても活用できると思う。

小澤： 1994年から高校家庭科男女共修の運動をやっていたのですが、それをやった経験者にアンケートをとると、やはり家庭科が一番大事だったという結果が出た。食べることから物の消費、廃棄そしてライフサイクルということを学べる。本当は家庭総合（4単位）をやるといいと思うが、受験もあってみな家庭基礎、2単位の方へシフトする傾向にある。

男性も消費行動をする時にきちんと理解出来ると思うし、一度高校家庭科の教科書を見て頂きたいと思う。このような観点からも全部の教科が大事だということは、言を俟たないと思われる。

宇高： 私の立場からは自治体の役割、市民との協働が私に課せられた部分だと思うが質問と感想を1つずつ述べさせていただく。

現行の基本方針については非常によく出来ていると思っている。この基本方針に書いてある通りに出来ていれば、社会は相当変わっていると思うが各省庁でどれだけ出来ているのか、取組状況について評価・点検しているか。もし、しているのであれば、情報の提供をお願いしたい。

また、各主体間の連携・協力についてもこの基本方針が出されてから時代は変わっているので、いろいろなことが出来ているのではないかと思う。このあたりも何が出来ていて、何が出来ていないか情報提供頂けると、基本方針を定める上で次の10年に向けてどんなことを新たに考え、どのように政省令を改正すべきかということが分かるのではないかと思う。

本法律を上手く回していくための仕組み作りにもつながるのではないかと思うので、教えて頂きたい。

環境省： 各省庁での点検、評価という所については、現状においてはできてない部分がある。ただ、一般的な環境についての政策評価ということについては、政策評価という観点でやっているもので、その中で何か参考になるものがあればと思う。

宇高： 私も立場が替わると同じように言われている。定量的な評価は難しいことも理解しているが、環境行政をやっている者として、先ほどのお話しにもあったが各省庁間の縦割りで情報が中々つかめないでいる。

そこで、私の感想を兼ねて方針について述べさせて頂きたいと思う。地方自治体でも、縦割りだとよく市民から言われるが、これをしっかりといろいろな部署とうまく連携が出来るようになると強くなる。

地方自治体は、部局の統合とかも出来るでしょうし、地域の方々とのつながりも強い。従って法律に謳われていますが、地方自治体の役割は非常に大きいと思う。今回

の改正は私としては、ある意味非常に重たい仕事だと感じているが、この制度をきちんと整理すれば頑張っている自治体は住民の力によって活力が生まれてくるのではないかと考えており、私も力を入れてやっていきたい。

それから縦割りだが、京都市は環境モデル都市ということで、様々な取組を進めている。そういったシンボルを頂いたおかげで、都市計画の部署や、教育委員会等の各局との連携はスムーズとまではいきませんが、比較的一緒にやり易くなっている。

例えば交通の問題だと、モビリティマネージメント、いかに市民に車に乗らずに他の交通手段に転換して移動してもらうか、といったことも考える必要であり、またエネルギーの部分についても、地方自治体には、エネルギー施策を担当する受け皿は無いが関係機関と連携しているし、現在私は生物多様性の保全を担当しているが、これらを全部ひっくるめた形で暮らしとつなげる、束ねる環境教育をもっと統合的に自治体がしていけばいいと思っている。

また、人材育成に関して、私は旧科学技術庁系の日本科学技術振興機構の社会技術開発センターのプロジェクトのお手伝いをしている。大学の先生、理系の先生も文系の先生もおられるが、研究プロジェクトの場で、地域の方々、NPOの方々も一緒になって、脱温暖化、自然共生のまちづくりのプロジェクトのアドバイスする立場で参画させて頂いている。

プロジェクトをやる中で出てくる言葉は、人材の育成、それは普及啓発の人材だけではなく例えば、交通のことも具体的に、こういう方法でやる方が一番いいですよという、コンサルティング出来る方の育成をやらないといけないという話が出ていた。

また、育成した人材が実際に雇用に結びつくか、継続的な働き場がその地域であるのかという問題があり、その後の働き場を創っていくような取り組みをしていかなければ、それこそ持続可能な社会ということに結びつかないという話が多く出た。そういう意味で環境教育と一言でくくると幅広いが、次の人材を社会でどう活用していくかということは重要で、私の仕事として自治体でその地域に応じた役割を確保する、そういった仕事を自治体もやらなければいけないと思っている。

小澤： 現行基本方針では、つなぐというキーワードで、3つのつなぐがあるが、1999年に出した答申では、プロデューサー的な人をどう育てるかということがとても話題になった。確かにプランナーはいるが、あそこにこういう人たちがいて、こっちにこういう人たちがいて、そういう学習の機会をどうつなぐかという、プロデューサー的な役割を出来る人が少なく、また育っていない。それがこの10年間の課題として残っていると思う。それは人間力みたいな個人に落としてはいけない。それを客観的に、クリティカルに評価し人材を育てていく仕組みが必要だというご指摘だと思う。

岩間： 経団連自然保護協議会でいろいろなNGOの方と交流させて頂いているが、教育への携わり方は極めて多様、多層的で、大きな仕事をしていたり、或いはポイント的な仕



事をしていたり、いろんな方がいるのでそれぞれの方へ配慮して頂けるといいかと思っています。

そういう意味では、今回の法改正の中に、指定とか、認定、登録といったものがあるが、立法過程でどのような議論があったか分からないが、そのようなものを受けずに環境教育や環境活動をされている方が、志や活動レベルが低いとされないような考え方も必要ではないかと思う。底上げとか全体的な盛り上げというのも必要と思っている。また、経済人は、教育問題について、多様な経験を基に、多様な意見があり、どれも正しいと思われる。様々ある可能性を損なわないものにして頂いたらいいかと思っている。

藤村： やはり、持続可能な社会をつくるためには、企業の貢献は非常に大切だと思っている。企業の方へ研修をやって下さいというと、環境教育はやっていると言うが、その多くは CSR として対外的にやっているものが多い。それもいいが、まず社内でやって下さいということはずっと言い続けている。実際に私たちも企業の中で一緒にやっている場面もあるが、まだまだ企業の中での環境教育が足りていないと思う。だから折角学校で環境教育を受けても、企業に入ると、企業の倫理で動いてしまう所があるように思う。持続可能な社会をつくるという上で、経済活動と環境をどう統合するか非常に大きな課題である。強制はできないが、企業内で環境教育をやるインセンティブを設けるような仕組みも基本方針に書けるといいと思う。そのためにも、経済産業省の方にも出て頂いて、環境教育というのはやはり大事だということを認識して頂く必要があるかと思う。